

障がい者の福祉用具を給付します

問 福祉課 障がい福祉係

☎ 77336667
☎ 77336723

障がい者や難病患者などに対して福祉用具を給付します。給付は、補装具と日常生活用具の2つの制度があります。用具の品目は障がいの種類や程度によります。

品目ごとに基準額があり、原則として基準額（見積額が基準額を下回る場合は見積額）の1割の自己負担額があります。（所得に応じた負担上限額あり）

注意

- ・ 所得制限があります。
- ・ 介護保険制度で福祉用具の貸与を受けることができる人は対象外。
- ・ 必ず購入前に申請してください。

補装具の給付

身体障がい児・者の身体の欠損や損なわれた身体機能を補完・代替する用具の購入、修理、借受けに必要な費用を支給します。

補装具の例

義肢（義手、義足）、装具（上肢、体幹、下肢）、視覚障がい者用安全杖、義眼、眼鏡、歩行器、補聴器、車いす、座位保持装置、重度障がい者用意意思伝達装置ほか

☑ 身体障害者手帳の交付を受けてい

る人、難病患者など
申請に必要なもの

申請書、補装具費支給意見書、見積書、身体障害者手帳（難病患者などは診断書か特定医療費受給者証も必要）

日常生活用具の給付

在宅で生活する障がい児・者と難病患者に日常生活用具を給付します。

日常生活用具の例

- ・ 視覚障がい…点字タイプライター、ポータブルレコーダー、時計など
- ・ 聴覚障がい…屋内信号装置、通信装置（ファックス）、人工内耳用電池など
- ・ 肢体不自由…体位変換器、訓練ベッドなど
- ・ 呼吸器機能障がい…ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車
- ・ ぼうこう、直腸機能障がい…ストーマ用装具
- ・ 知的障がい…頭部保護帽

申請に必要なもの

申請書、見積書、カタログなどの写し、身体障害者手帳か療育手帳（難病患者などは診断書か特定医療費受給者証も必要）

8月の城内診療所 診療担当医師(予定表)



受付・診療時間 午前：月～土曜日 〈受付〉8:00～11:00 〈診療〉9:00～
午後：火～木曜日 〈受付〉12:30～15:00 〈診療〉13:30～

※月・金曜日の午後は新型コロナワクチン接種のため休診となります

◎来院時はマスクの着用をお願いします。

問 城内診療所 ☎ 775・2009

月		火		水		木		金		土		日	
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	休診日	
1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
高橋	※	田中	松田	高橋	高橋	※	休診	高橋	※	福本	休診	休診	休診
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
高橋	※	田中	高橋	高橋	高橋	※	休診	高橋	※	休診	高橋	休診	休診
29日	30日	31日	午前のみ自宅まで送迎します。（原則、城内・五十沢・大巻・大崎地区）電話か窓口でお申し込みください。										
高橋	※	田中											松田